

商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

平成29年12月  
特許庁

【御意見】

○「国際的なコスパス・サーサット計画」に関する告示案の第四号について、「Международной Программе」というロシア語は、「国際的な計画（プログラム）」程度の意味と解されます。

「コスパス・サーサット」に相当する字句（同告示案第六号の「Коспас-Сарсат」）を含まないなら、商標法第四条第一項第三号に規定する国際機関を表示する標章に該当するとはいえず、指定は適当でないように思われます。

<理由>

商標法第四条第一項第三号の審査基準によれば、出願商標の一部が指定標章に該当する場合でも拒絶され得ることから、「国際プログラム」に相当する字句を含む商標が原則として拒絶されるおそれがあります。

もともとロシア語は、通常は我が国の需要者に読解されるものではないことから、ロシア語又は類似するスラブ系言語を除き、他の言語で「国際プログラム」に相当する字句を含む商標は、図形として外観が類似しない限り、称呼又は觀念としては非類似とされる可能性も考えられます。

なお、当該機関のウェブサイトロシア語版では、<https://www.cospas-sarsat.int/ru/СекретариатКоспас-Сарсат>（コスパス・サーサット事務局）といった標章や、<https://www.cospas-sarsat.int/ru/about-us/about-the-programme> **Международной Программе Коспас-Сарсат**（国際的な計画コスパス・サーサット）といった表示は見受けられます。

また、WIPOの「Article 6ter Structured Search」では、6ter Number: QO1752に「Международной Программе Коспас-Сарсат」は登録されていますが、「Международной Программе」だけのものは見当たらないようです。

(回答)

御意見ありがとうございます。「国際的なコスパス・サーサット計画」に関する告示案の第四号については、世界知的所有権機関 (WIPO) 国際事務局からの訂正 (2017 年 3 月 31 日付けの通報) がありましたので、「(別添) 紋章等の態様」の 10 ページの「四」の標章を「Международной Программе Коспас-Сарсат」に訂正しました。